



「悪質な判決」日通無期転換逃れ裁判

3月30日、横浜地裁川崎支部・飯塚宏裁判長は、日通の無期転換権発生の1日前に雇止めの「無期転換逃れ」を容認する判決(棄却)を下しました。非正規雇用労働者の労契法をめぐる最高裁判決が出始めていますが、無期転換をはじめ労働法理は確定していません。労契法18条19条20条は、非正規労働者の雇用の安定や不合理な格差の是正を求めるものです。判決は、労契法制定趣旨を鑑みず、「契約書のサイン」だけを取って労働者は納得した、さらに日通が派遣から有期雇用に転換したことを「収入が安定して良かったでしょ」と大企業の言い分だけを採用し非正規労働者を切り捨てる悪意に満ちたものです。

司法の場で労働法理の確定を求めるたたかひの強化と非正規労働者のおかれる状況をさらに社会的に明らかにする運動の強化が求められています。

